

識字・日本語教室講師活動取扱要領

沢良宜いのち・愛・ゆめセンター

(目的)

第1 この要領は、沢良宜いのち・愛・ゆめセンター（以下「センター」という。）における識字・日本語教室講師（支援者）（以下「講師」という。）の活動に関して必要な事項を定めたものである。

なお、識字・日本語教室は「茨木市識字施策推進指針」に基づき運営されている。

(講師・活動)

第2 講師は、有償ボランティアとして、センターの館長が採用するものとする。

- (1) 講師は、本活動に理解と熱意を有し意欲のある者とし、館長の面談を経て決定する。
- (2) 活動場所：センターの教室とする。
- (3) 活動内容：講師は、識字・日本語の学習指導を行う。
また、館長の指示した内容を行う場合もある。
- (4) 活動期間・日時等：館長が別途定める。
- (5) 活動停止：活動内容が不良であったり、活動の必要性がなくなると館長が判断した場合には、活動を停止する場合もある。
- (6) 守秘義務：講師は、活動上知り得た情報等の秘密を守らなければならない。

(活動時間・報償金・保険)

第3 講師の活動時間は、定められた日に概ね1回1時間30分とする。

- (1) 講師については、予算の範囲内で1回2,200円(税込)の報償金を支払う。
ただし、交通費は支給しない。
- (2) 講師には、傷害保険が適用される。

平成29年（2017年）4月1日より実施